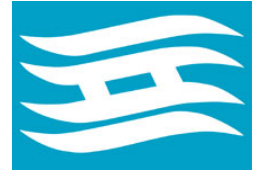


# 兵庫県公報

平成21年2月17日 火曜日 第2056号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 換地処分に伴う神戸市の区域内における町及び字の区域変更（市町振興課）	1
○ 換地処分に伴う洲本市の区域内における字の区域変更（同）	6
○ 同 上（同）	10
○ 換地処分に伴う豊岡市の区域内における字の区域変更（同）	13
○ 換地処分に伴う淡路市の区域内における字の区域変更（同）	14
○ 換地処分に伴う小野市の区域内における字の設定及び字の廃止（同）	16
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（社会援護課）	16
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	17
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	18
○ 土地改良区の解散認可（同）	19
○ 土地改良区清算人の退任及び就任の届出（同）	20
○ 町営土地改良事業の計画変更の協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	20
○ 市営土地改良事業の計画変更同意（同）	21
○ 家畜の検査の実施（畜産課）	21
○ 牛の炭そ予防注射の実施（同）	22
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	22
○ 同 上（同）	23
○ 同 上（同）	23
○ 同 上（同）	23
○ 同 上（同）	24
○ 同 上（同）	24
○ 同 上（同）	25
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	25
○ 道路の区域の変更（同）	26
○ 平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部改正（会計課）	26
<b>公 告</b>	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（地域協働課）	26
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	27
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	28
○ 同 上（阪神南県民局）	29
○ 同 上（同）	30
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	31
○ 入札公告（管理課）	32
<b>収用委員会告示</b>	
○ 収用の裁決手続開始決定の取消し	34
○ 収用の裁決手続開始決定	35
○ 同 上	39

## 告 示

### 兵庫県告示第162号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、神戸市の区域内において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成21年2月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
淡河町北 僧尾	湯屋ノ谷	716の一部	淡河町北 僧尾	簸 谷
	ナメラ	158の一部 159の一部 159の1の一部		
淡河町南 僧尾	木ノ元	73から75までの各一部 79の一部 80の一部 84の一部 85の一部	淡河町北 僧尾	上ノ沢
	上ノ沢	23の一部 25から27までの各一部 30から33までの各一部 39の一部		
淡河町北 僧尾	ナメラ	128の一部		
淡河町南 僧尾	北鹿嶋	119の一部 133の一部 139の一部 139の1の一部 139 の5の一部 139の6の一部 140の一部	淡河町北 僧尾	芝ノ沢
淡河町北 僧尾	柳 谷	235	淡河町北 僧尾	梅 谷
	湯屋ノ谷	717の一部	淡河町北 僧尾	ナメラ
淡河町南 僧尾	木ノ元	85の一部 85の1 87の一部 88の一部 105から108まで の各一部		
淡河町北 僧尾	弓 矢	848の2	淡河町北 僧尾	東 浦
	芝ノ沢	786の一部 786の1の一部 786の2の一部 787の一部 787の1の一部 788の一部 789の一部		
淡河町南 僧尾	宮ノ谷	469の1の一部 495の一部 508の一部 509の一部	淡河町北 僧尾	湯屋ノ谷
	西北	583の一部 584から589まで 590の一部		
淡河町北 僧尾	木ノ元	106から109までの各一部		
	ナメラ	156の一部 158の一部 158の1の一部		
淡河町南 僧尾	簸 谷	699の一部		
淡河町南 僧尾	宮ノ谷	488の一部	淡河町南 僧尾	釜 塚
淡河町北 僧尾	芝ノ沢	789の一部	淡河町南 僧尾	釜 塚
	東 浦	790の一部		
淡河町南 僧尾	北鹿嶋	144の2の一部 144の3の一部 145の1の一部 145の2 145の3 146の1の一部 146の2 146の3 国有地1の 一部	淡河町南 僧尾	釜 塚
	前 沢	188の一部 189の一部 217の2の一部		
淡河町北 僧尾	上ノ沢	87の一部	淡河町南 僧尾	上ノ沢

淡河町南 僧尾	狩 又	40 66の一部	淡河町南 僧尾	北 鹿 嶋
	木 ノ 元	71の一部 71の1 72の一部 73の一部		
		99の一部 99の1の一部 101の一部 104から106までの各一部 108の一部 109の一部		
	又 五 郎	266の一部 267の一部 272から274までの各一部 275の 1 $\left. \begin{matrix} 275 \\ 276 \end{matrix} \right\}$ の1の一部 $\left. \begin{matrix} 275 \\ 276 \end{matrix} \right\}$ の2 277の一部 280の一部		
	宮 ノ 谷	488の一部		
	釜 塚	181の2 181の3		
	前 沢	217の2の一部 248の1の一部 248の2の一部 249の一部 250の一部		
淡河町北 僧尾	芝 ノ 沢	719の一部 759の一部 760の一部 779の1 779の2の一部 780 780の1 781 781の1 782の一部 783の一部 783の1の一部 787の1の一部 788の一部 789の一部	淡河町南 僧尾	木 ノ 元
	東 浦	790の一部 791の一部 791の1		
	ナ メ ラ	94の12の一部 94の13の一部 142の一部 142の1の一部 143の一部 143の1の一部		
淡河町南 僧尾	狩 又	66の一部	淡河町南 僧尾	新 賀
	又 五 郎	277の一部 280の一部		
	中 所	689の一部 690 691の一部 692の1の一部 692の3の一部		
	横 尾 垣	1030から1033までの各一部 1036		
	平 井 沢	1301の2の一部 1302の5の一部		
	東 谷	388から390までの各一部 397の一部 397の1 397の2の一部		
	山 中	398の1の一部 398の2の一部 399の一部 400の一部 401 401の1 402 403から405までの各一部 407の一部 408の一部		
	鶴 間	807の1の一部 807の2の一部 808の1の一部 808の2の一部 811の1の一部 811の2の一部 812の一部 813の一部 814 815の一部 816の1の一部 816の2		
	横 尾 垣	988の4の一部 993の1の一部 993の2の一部 994の1の一部 994の2 994の3の一部 995の1から995の3までの各一部 996の3の一部 996の4の一部 997の2の一部		
	山 中	403から405までの各一部 424の一部 425の一部 425の1 426の一部		

	中 所	692の1の一部 692の2 692の3の一部 695の一部 695の2 693の3		
	新 賀	838の1の一部 838の2 838の3の一部 857の一部 857の2の一部 858の2の一部 859の2の一部		
	正 神	1039の2		
	横尾垣	997の2の一部 1010の一部 1029の一部 1030の一部 国有地11の一部 国有地13の一部		
	正 神	1146の一部 1147の一部 1158 1159 1159の1 1159の 2	淡河町南 僧尾	中 所
	西 北	561の一部 562の1の一部 569の一部 605の1 605の 2の一部		
	中 所	627の1の一部 628の一部 638の一部 641の一部 642 の一部	淡河町南 僧尾	西 北
	宮ノ谷	513の一部 514の一部 517の一部 518から521まで 522 の一部 523 524 525から527までの各一部 531の一部 537の一部 537の1		
淡河町北 僧尾	東 浦	828の一部 829の一部		
淡河町南 僧尾	又五郎	334の一部	淡河町南 僧尾	東 谷
	前 沢	214から216までの各一部 221の一部 222の一部 226の 一部 227の一部 227の1の一部 228の一部 232の一部 232の1 233の1の一部 国有地2の一部		
	新 賀	824の一部		
	横尾垣	977の一部 978の一部 984の一部 1026の2の一部 1026の3の一部 1027の2の一部 1031から1033までの各 一部 1034 1034の1 1035	淡河町南 僧尾	平井沢
	正 神	1037の一部 1037の1の一部 1044の一部 1045の一部 1045の1 1046の一部 1047 1048 1052 1052の1 1053から1064まで 1065の1 1066 1067 1070の一部 1070の1 1071の一部 1072の一部 1074の一部 1075の 一部 1087の一部 1088 1088の1 1089の一部 1090 1091の一部 1092から1094まで 1094の1 1095の一部 1095の1 1096の一部 1123の一部 1124の一部 1125の 1 1126 1126の1 1127		
	又五郎	255の一部 257から259までの各一部 266の一部 333の 一部 334の一部	淡河町南 僧尾	前 沢
	東 谷	336の一部 337の一部		
	山 中	414の一部 414の2の一部		

	釜 塚	163の一部 165の一部 166 166の1 167から169まで 170から172までの各一部 172の1 173の一部 174の一 部 175 176の一部 177の1の一部		
	狩 又	66の一部	淡河町南 僧尾	又 五 郎
	木ノ元	67の一部 68の一部 81の一部 82の一部 90の一部 91 の一部 97の一部 98の一部		
淡河町北 僧尾	東 浦	790の一部 791の一部 807から810までの各一部 812の 一部 827の一部 828の一部 830の一部	淡河町南 僧尾	宮ノ谷
淡河町南 僧尾	釜 塚	149の1から149の3までの各一部 150の1 150の2 151 152の1の一部 152の2 153の1の一部 154の1 の一部 156の1の一部 157 158の一部		
	西 北	538 539の一部 540の一部 547の一部 548の一部 550 の一部		
	釜 塚	148の1の一部 152の1の一部 152の3 153の1の一部 153の2 153の3 154の1の一部 154の2 154の3 155の1から155の4まで 156の1の一部 156の2 156 の3 158の一部 159の一部 160の1 160の2 161の 1の一部 161の2 162の一部 164の1の一部 164の2 165の一部	淡河町南 僧尾	山 中
	前 沢	199の一部 200 200の1 200の2 201の一部 202の一 部 204の1の一部 204の2 205の1の一部 205の2の 一部 208の2の一部 209の一部 209の2 210の一部 212の1の一部 212の3 212の4 212の5の一部 212 の6 213の1の一部 213の2 214の一部		
	東 谷	352の一部 381の41の一部 381の42の一部 381の43 381の44 381の45の一部 384の一部 385の1の一部 386の一部 386の2の一部 388の一部 389の一部 390 の一部 391から393まで 394の1 394の2 395 395の 1 395の2 396の1 396の2 397の一部 397の2の 一部		
	鶴 間	712 712の1 728から730まで 730の1 731の一部 731の1の一部 732の一部 733の一部 736の一部 737 の一部 740の一部		
	宮ノ谷	477の1の一部 477の2 478の一部 478の1 480の1 の一部 480の2 481の1の一部 481の2 484の1の一 部 484の2の一部		
	横尾垣	977の一部 978の一部 979 979の1 979の2 980 980の1 981から984まで 984の1 984の2 985の1か ら985の3まで 986 987の1から987の3まで 987の5 988の1の一部 988の2 988の3 989の一部 1010の一 部 1015の1の一部 1015の2 1016の1の一部 1016の 2 1017の1 1017の2 1018の1 1018の2 1019の1 の一部 1019の2 1022の1の一部 1022の2 1023の1		

		の一部 1023の2 1024 1024の1の一部 1024の2 1025の1の一部 1025の2 1026の1 1026の2の一部 1026の3の一部 1027の一部 1027の2の一部 1033の一部		
平井沢		1322の一部 1323の1の一部	淡河町南 僧尾	横尾垣
鶴間		771の一部 773から775までの各一部		

上記のほか、変更前の区域に隣接する道路、水路である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。  
 また、淡河町北僧尾字湯屋ノ谷708に隣接する道路である国有地の全部は、淡河町北僧尾字簸谷に編入する。  
 また、淡河町北僧尾字東浦798に隣接する道路である国有地の一部は、淡河町北僧尾字芝ノ沢に編入する。  
 また、淡河町南僧尾字木ノ元92及び93に隣接する道路及び水路である国有地の一部は、淡河町北僧尾字ナメラに編入する。  
 また、淡河町北僧尾字弓矢847、848の2、861及び861の1に隣接する道路である国有地の全部、淡河町南僧尾宮ノ谷489、489の1及び498の1に隣接する水路である国有地の一部は、淡河町北僧尾字東浦に編入する。  
 また、淡河町南僧尾字中所694及び695に隣接する道路である国有地の一部は、淡河町南僧尾字鶴間に編入する。  
 また、淡河町南僧尾字向沢1503の1及び1503の2に隣接する水路である国有地の全部は、淡河町南僧尾字中所に編入する。  
 また、淡河町南僧尾字又五郎262から264までに隣接する道路である国有地の全部は、淡河町南僧尾字前沢に編入する。  
 また、淡河町南僧尾字西北579に隣接する道路である国有地の一部は、淡河町南僧尾字宮ノ谷に編入する。

備考 地番は、平成20年9月25日現在の地番である。



**兵庫県告示第163号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、洲本市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、洲本市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成21年2月17日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
鮎原南谷	別府ノ下	39の一部 40の一部 41の1 42の3 42の6 43の1 43の3	鮎原南谷	栢ノ木
	鮎原三野畑	下ノ内 426 427から430までの各一部 431 432		
鮎原南谷	栢ノ木	4から6までの各一部	鮎原南谷	斎田
	別府ノ下	39の一部 40の一部		

	羽坂	136の2 136の3		
	栢ノ木	2の一部 4の一部	鮎原南谷	久保ノ向
	堂ノ下	158から160まで		
	羽坂	161 161の1 167		
	久保	161の2 162 163		
	堂ノ前	164		
	毘沙門屋敷	169の1 169の2 170の2		
	毘沙門	169の2の1		
	川端	189の2 190の4		
鮎原三野畑	久保ノ向	18の1 19 $\begin{matrix} 21 \\ 22 \end{matrix}$ ) 25の1の一部		
	川原	20		
	下ノ内	427から430までの各一部		
鮎原南谷	長戸	147の2 148の1 148の2 326の一部 328の1の一部	鮎原南谷	三町田
	堂ノ脇	172の2		
	堂ノ前	173の2 174の1から174の3まで		
	土井	193の1 193の2 193の3の一部 193の4 194の一部		
	羽坂	196の一部		
	惣田	305の一部		
	松木	308の1の一部 309の一部 310から312まで 313の一部 314 315から317までの各一部 318の1の一部 318の2		
	石田	319の一部		
	御幣田	324の1の一部 324の2 325の一部		
	的場	382の一部		
鮎原三野畑	川原	$\begin{matrix} 2 \\ 3 \\ 4 \\ 5 \end{matrix}$ ) 1の一部		
鮎原南谷	土井	193の3の一部 194の一部	鮎原南谷	大坪
	羽坂	196の一部		
	養田	197 197の1 198 199の1 199の2 200の一部 200の1 203 204の1から204の3まで		
	水口ノ下	201の一部 202の一部		
	前ヶ谷	205 206 207の1から207の3まで 208		

	淵ノ上	221の1 221の2		
	出 口	222		
	岡	224の2から224の4まで 234 235		
	山 崎	225		
	大明神	226から228まで 228の1 229		
	八 幡	230 278の一部 279から281まで 282の一部 283の1の一部 283の2の一部 284の一部 299の一部		
	八幡ノ前	231 232		
	露ケ谷	237 237の1 240から242まで 244から247まで 247の1 249の1		
	毛 笠	239の1 243の1 248の1 249		
	菱 池	269 270		
	中 山	271の1 271の2 273 274 275 276 277		
	惣 田	300の一部 300の1 301から304までの各一部		
鮎原三野畑	川 原	2 3 4 5 1の一部 ) の一部 3の1 6の1の一部		
	上ノ内	71の一部 74の一部		
鮎原南谷	土 井	194の一部	鮎原南谷	四 反 田
	八 幡	278の一部 282の一部 283の1の一部 283の2の一部 283の3 284の一部 285 287 299の一部		
	明干田	293 296から298まで 688から693まで		
	惣 田	300の一部 301から305までの各一部 306 306の1 307		
	松 木	308の1の一部 308の2 309の一部		
	神主櫓	383の一部 384の一部 384の1 385 385の1 386の1		
	岡	387 394 396 397の2 398 399 678から687まで		
	的 場	411の一部		
	堂ノ鼻	412の1 412の2の一部 412の3 412の4の一部 413 415の一部 415の2 417の1の一部		
	羽 坂	127の3の一部	鮎原南谷	幸 田
	長 戸	332の一部		



	沖 代	334の一部 343の1の一部 344 345の一部 346から348まで 349の1 349の2		
	五 月 田	350		
	庄 田	373の一部 374 375の一部		
	堂ノ鼻	412の2の一部 412の4の一部 415の一部 415の1 416 417の1の一部 417の2		
	長 町	418		
	松 崎	419 420 421の1 421の2 422		
	羽 坂	127の3の一部 128 129の2	鮎原南谷	的 場
	惣 田	305の一部		
	松 木	313の一部 315から317までの各一部 318の1の一部		
	石 田	319の一部		
	辻 堂	320から323まで		
	御 幣 田	324の1の一部 325の一部		
	長 戸	326の一部 327 328の1の一部 329の1から329の3まで 330の1 330の2 331 332の一部 333		
	沖 代	334の一部		
	幸 田	371の一部 372の一部		
	庄 田	373の一部 375の一部 376		
	神主櫓	383の一部 384の一部		
	四 反 田	410の一部		
	堂ノ鼻	412の2の一部 412の4の一部		
	石 田	435の3の一部 436の1の一部 436の2の一部	鮎原南谷	千 町 尻
鮎原三野畑	久保ノ向	24の1 25の1の一部	鮎原三野畑	上 原
鮎原南谷	養 田	200の一部	鮎原三野畑	上ノ内
	水口ノ下	201の一部 202の一部		
	大 坪	209の一部 210 210の1の一部 210の2 210の3 211 212の1 212の2 213の一部 214の一部 214の1 214の2の一部		
鮎原三野畑	川 原	2 1の一部 3 ) の一部 6の1の一部 6の2 7 4 5		
	嶽	15の2 9の2		

横路場	40の3 50の2 57から60まで 61の1 63の1		
藪ヶ下	55 56		

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する国有地の全部、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。

備考 地番は、平成20年10月27日現在の地番である。



**兵庫県告示第164号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、洲本市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、洲本市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成21年2月17日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
五色町鳥飼上	上 殿	4 5 7 7の1 7の3 8 86の1	五色町鳥飼上	白 池
	家ノ西	14の1から14の3まで 19の1 19の2		
	家ノ東	20の1 20の2		
	岡ノ谷	30の1から30の3まで 39の2 40の4 40の5 41の4 906の1 906の2 907 911 912の1から912の4まで 913の1 913の2 916 917の1 917の2		
五色町鳥飼中	隅 田	349の一部 361の一部	五色町鳥飼中	池 尻
	松ノ下	373の一部 374の2の一部 374の3の一部		
五色町鳥飼上	白 池	914の一部 915の2の一部 924から927までの各一部 930の一部	五色町鳥飼中	池 尻
五色町鳥飼中	隅 田	350の一部 355から357までの各一部 358から360まで 361の一部 363の1 364	五色町鳥飼中	池 尻
	平 池	365から371まで		
	大 原	372		
	松ノ下	373の一部 373の1 374の1 374の2の一部 374の3の一部		
	松光寺	375の1 375の2 377 378		
	カリウ	399 400の1 400の2		
	片 山	409から413まで 414の1 414の2 454 455の1から455の3まで 456 456の1		
	竹ノ鼻	415から418まで 419の1 419の2 420から424までの各一部 433の一部		

	隅 田	343の1 344 347 348 349の一部 350の一部 351 352 355から357までの各一部 361の一部	五色町鳥 飼中	ヒ ヨ
	竹ノ鼻	420から424までの各一部 433の一部 450 451		
	曾 根	449の1 516の3の一部 517の一部 518の1の一部 518の2 519の一部 520の一部 521の1の一部 523の 一部 524		
	佐 竹	525 526の1 526の2 527の1 527の2 528 531の 3 531の4		
	六 反	534の1 535の1 537 539 540の1		
	坂 口	536の一部 538 541 542から544までの各一部 545の 1の一部 545の2の一部 546の1の一部 546の2 547の1の一部 548の3の一部		
五色町鳥 飼浦	高 木	2074の一部		
五色町鳥 飼中	曾 根	472から474まで 476 478 516の1 516の2 516の3 の一部 517の一部 518の1の一部 519の一部 520の 一部 521の1の一部 523の一部	五色町鳥 飼中	射矢ノ谷
	北 山	510 549の2 549の3 550の1から550の3まで 551 から553まで 553の1 555の一部 557の2 558 578		
	坂 口	542の一部 544の一部 545の1の一部 546の1の一部 547の1の一部 547の2の一部 547の3 548の1 548 の2 548の3の一部 559の一部 560の1の一部 560 の2の一部		
	高 丸	576の一部 577の2 577の3		
五色町鳥 飼浦	高 木	2074の一部 2075の一部		
五色町鳥 飼中	北 山	555の一部	五色町鳥 飼中	高 丸
	坂 口	559の一部 560の1の一部 560の2の一部		
五色町鳥 飼浦	高 丸	2080の一部 2081の一部 2082 2083の一部 2084の一 部	五色町鳥 飼浦	中 瀬
	居 内	2237の一部		
	大 森	2012の2		
	土 井	2017の1 2017の2 2018の1 2018の3 2019の1 2020の1 2020の2 2022 2022の1 2022の2		
	居屋敷	2021 2031		
	夕 子	2128の1の一部 2129の1の一部 2129の2の一部		
五色町鳥 飼中	坂 口	536の一部 543の一部 544の一部 545の1の一部 545 の2の一部	五色町鳥 飼浦	ダイソヲ

五色町鳥飼浦	中 瀬	2040の一部 2041の一部 2054の一部 2055の2の一部		
	高 木	2064 2065 2066の1から2066の3まで 2070の一部 2072から2074までの各一部		
五色町鳥飼中	坂 口	545の1の一部 547の2の一部 559の一部	五色町鳥飼浦	高 丸
	高 丸	566の1の一部 566の2の一部 567から569までの各一部		
五色町鳥飼浦	中 瀬	2038の2の一部 2039の1 2039の2 2040から2043までの各一部		
	高 木	2070の一部 2071 2072から2075までの各一部 2076の1 2076の2 2077		
	山 崎	2085から2088まで 2089の1 2089の2 2090 2092の2 2096の一部 2097 2098の一部		
	倉 掛	2099の一部 2221 2229から2231まで		
	居 内	2236 2237の一部		
	中 瀬	2026の1の一部 2034から2037までの各一部 2038の1 2038の2の一部 2038の3 2041から2043までの各一部 2044 2045の一部		
	山 崎	2096の一部 2098の一部 2102 2119の1の一部 2119の2		
	西山崎	2127の1の一部 2127の2		
	夕 子	2128の1の一部 2129の1の一部 2129の2の一部		
	中 瀬	2026の2の一部 2027の2の一部		
	モウゼン	2122の1の一部 2123の1の一部 2125の一部 2126の一部 2149の一部 2150の一部 2151の1の一部		
	夕 子	2129の1の一部 2130の1 2130の2 2131 2132の1 2133のイ 2133のロ		
	居 内	2148の5		
	五色町鳥飼浦	倉 掛		
山 崎		2118の1 2119の1の一部		
西山崎		2127の1の一部		
夕 子		2129の1の一部		
下 條		2155の1の一部 2155の2 2156 2158の2 2560の1の一部 2561の1の一部		
カニメ		2157		
居屋敷		2175の1 2175の2 2557の1		

倉 掛	2203の1の一部	五色町鳥飼浦	居屋敷
家ノ西	2250の3		
<p>上記のほか、変更前の区域に隣接する道路、水路等である公有地の一部は変更後の区域に編入する。</p> <p>また、大字五色町鳥飼中宇隅田347、349の地先の水路である公有地の一部は、大字五色町鳥飼上宇白池に編入する。</p> <p>また、大字五色町鳥飼中宇ヒヨ425の2に隣接する大字五色町鳥飼中宇隅田の水路である公有地の全部は、大字五色町鳥飼中宇ヒヨに編入する。</p> <p>また、大字五色町鳥飼中宇射矢ノ谷511、514、515に隣接する大字五色町鳥飼中宇北山の道路である公有地の全部は、大字五色町鳥飼中宇射矢ノ谷に編入する。</p> <p>また、大字五色町鳥飼浦字ダイソフ2056の1の地先の大字五色町鳥飼浦字大椀の道路である公有地の全部は、大字五色町鳥飼浦字ダイソフに編入する。</p>			

備考 地番は、平成20年10月31日現在の地番である。



**兵庫県告示第165号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、豊岡市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、豊岡市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成21年2月17日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
城崎町戸島	柿ノ浦	21の1 22から26まで 29の1 30の1 31の1 32の1 33の3	城崎町戸島	安所
	宮本	500から503まで 504の一部	城崎町戸島	家ノ下
		504の一部	城崎町戸島	中島
	中道	544 553から555まで	城崎町戸島	八反田
	カリガ谷	574 575の一部 576の一部 587の一部		
			575の一部 576の一部 577から586まで 587の一部	
	大サンドウ	641の一部 644の一部 645の一部 646から655まで 656の一部	城崎町戸島	大サンドウ
丸島	724の1の一部 725の1の一部 726の1の一部 727から733までの各一部 734の1の一部 735の1の一部 736の1の一部	城崎町戸島	大サンドウ	
	724の1の一部 725の1の一部 726の1の一部 727から733までの各一部 734の1の一部 735の1の一部 736の1の一部 1208の1	城崎町戸島	平島	

平 島	737の1の一部 738の1の一部 739の1の一部 740の1の一部 741の1の一部 741の2の一部 742の1の一部 743の1の一部 744の1の一部 745の1の一部 747の1の一部 748の1の一部 749の1の一部 750の1の一部 751の1の一部 752の1の一部 753の1の一部 754の1の一部 755の1の一部 756の1の一部 757の1の一部 758の1の一部 759の1の一部 760の1の一部 761の1の一部 761の2の一部 762の1の一部 763の1の一部 764の1の一部 765の一部 765の1の一部 766の1の一部 767の1の一部	城崎町戸島	大サンドウ
	767の1の一部	城崎町戸島	八反田
中 島	782の1 783の1 784の1 785の1 786の1 787の1 788の1 790の1の一部		
家ノ下	836の1 837 838 838の1 839の1 839の2 840 841の4の一部	城崎町戸島	中 島
ユルノ本	967の2 967の3 969 970 971	城崎町戸島	島
新 開	1122の一部	城崎町戸島	綿屋田

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。

また、大字城崎町戸島字中島807の2、808の2、809の2、810の2、811の2、812の2、813の2、814の2、815の2、816の2、818、820、822、824、826、829、831、833、835の地先の大字城崎町戸島字中道の道路である国有地の全部は、大字城崎町戸島字中島に編入する。

また、大字城崎町戸島字家ノ下837に隣接する大字城崎町戸島字中道の水路である国有地の全部は、大字城崎町戸島字中島に編入する。

また、大字城崎町戸島字家ノ下837、840に隣接する大字城崎町戸島字宮本の道路、水路である国有地の全部は、大字城崎町戸島字中島に編入する。

また、大字城崎町戸島字綿屋田1156の1に隣接する水路である国有地の一部、大字城崎町戸島字綿屋田1156の1の地先の道路である国有地の全部は、大字城崎町戸島字平島崎に編入する。

備考 地番は、平成20年10月1日現在の地番である。



**兵庫県告示第166号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業の実施による換地処分に伴い、淡路市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、淡路市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成21年2月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
中 田	大円道向	606の一部	中 田	牛王田

大 奈 良	1510の一部 1512から1514までの各一部	中 田	権太夫原
清水ケ尻	1515の一部 1540の一部		
休 場	1569の一部		
牛 王 田	1570の一部 1571の一部 1572 1573の一部 1575の一部		
式 反 田	1611の1の一部 1612の一部 1613の2 1614		
門 田	1778から1780まで		
大 奈 良	1510から1512までの各一部	中 田	津 得 田
	1510の一部 1512から1514までの各一部	中 田	清水ケ尻
八 波 瀬	1543の1の一部 1544の一部	中 田	八 波 瀬
休 場	1557の2の一部 1558から1560までの各一部		
権太夫原	1640から1642までの各一部 1643の1の一部 1643の2の一部 1644の1 1644の2 1645の一部 1649の2の一部 1650の一部 1651の一部		
清水ケ尻	1542の一部		
牛 王 田	1594の一部	中 田	大円道向
	1570の一部 1571の一部 1580の一部 1581の2の一部 1581の3の一部 1581の4	中 田	休 場
	1573の一部 1574の一部 1597の一部 1598の一部 1599	中 田	式 反 田
門 田	1654の1 1660	中 田	柳ケ内
高 場	1693	中 田	池 田
奥 土 井	1700 1701の1 1701の2		
土 井	1714の2 1732の1の一部 1732の2の一部 1733の2の一部 1733の3		
津 得 田	1782の一部	中 田	大 奈 良
	1782の一部	中 田	門 田
	1782の一部 1783の2の一部 1783の3の一部 1784の一部 1785 1786の1の一部 1786の2 1786の4 1787の1 1787の2の一部 1787の3の一部	中 田	薄 木
薄 木 谷	1791の3	中 田	土 井
水 原	2106の2		
土 井	2112の一部		
薄 木	2110の一部		

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部は、変更後の区域に編入する。

また、大字中田字権太夫原1651に隣接する水路である公有地の一部は、大字中田字清水ケ尻に編入する。

備考 地番は、平成20年9月2日現在の地番である。



兵庫県告示第167号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の実施による換地処分に伴い、小野市の区域内において、次のとおり、字の設定及び字の廃止をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、小野市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成21年2月17日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後
大 字	字	地 番	大 字
王子町	辻ノ内	488 488の1 489の1 489の2 490の1 490の2 491の1 491の2 498 523の1 523の7 523の8 536の3 536の4 537の1から537の5まで 537の8 537の9 538 539の1から 539の6まで 540の1から540の3まで 541の1 541の2 542の 1 542の2 543 544 545の1から545の4まで 546の1 546 の2 547から554まで 556から558まで 559の1 559の2 560 561の1 561の2 562の1 562の2 563の1 563の2 563の 4 564の1 565の1 566の1 570から574まで 576の1 576 の2 577の1 577の2 578の1から578の4まで 579 579の1 580から587まで 588の2 609の1 610の1 611から624まで 626 627 628の1 628の2 629 630 635 636 637の1 637 の2 638の1から638の3まで 639 640の1から640の7まで 641 642 643の1から643の3まで 644の1 644の2 645の1 から645の3まで 646の1 646の2 647から649まで	王子町
	辻ノ外	683の4	
上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。			

備考 地番は、平成20年9月2日現在の地番である。



兵庫県告示第168号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成21年2月17日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名 称	所在地	開設者	指定年月日
市民薬局大久保店	明石市大久保町谷八木1191-193	株式会社明石調剤薬局	平成20年6月16日



つばさ薬局	同 市西新町3丁目12-12	株式会社イワツキ	同 年7月1日
コーシン薬局西明石店	同 市小久保2-1-9	株式会社ライフオート	同 年6月1日
あけの訪問看護ステーション	同 市魚住町長坂寺ツエ池1003-1	医療法人社団佳生会	同
アイビスマキクリニック	同 市小久保2丁目14-10	医療法人アイビスマキクリニック	平成19年7月1日
そが内科クリニック	同 市新明町7-25	曾 我 忠 司	平成20年5月1日
榎林歯科	同 市大蔵谷字東山488番の123	医療法人社団榎林歯科	平成19年9月1日
高橋歯科医院	芦屋市西蔵町13番14号	谷 端 美 香	平成20年6月18日
山本可菜子皮フ科クリニック東加古川院	加古川市西岡町新在家1-260-12	医療法人社団爽永会	同 月1日
横山眼科	宝塚市中山寺1-14-14	横 山 健二郎	平成20年3月1日
廣瀬歯科医院	同 市小浜3-9-20	廣 瀬 裕 二	同 年6月1日
マツダデンタルクリニック	同 市山本野里2-8-20	松 田 健	同 年7月1日
阪神調剤薬局宝塚南店	同 市南口2丁目5-30 宝塚第3バイオレット1-C	株式会社阪神調剤薬局	同 年6月1日
チトセ薬局逆瀬川店	同 市逆瀬川1-5-24 スーベル逆瀬川102	松 山 秀 彦	同 年5月1日
同 上	同 上	株式会社プチファーマリスト	同 年6月1日
チトセ薬局中山店	宝塚市中山寺1-15-4	株式会社広洋システム	同 年5月1日
みどり薬局	小野市大島町1656番地	株式会社みどり薬局	同 年7月1日
喜多歯科医院	三田市弥生が丘1丁目1-2 サンフラワー1F106	喜 多 奏	同 年6月13日
キリン堂薬局すずかけ台店	同 市すずかけ台3丁目2番	株式会社キリン堂	同 年5月1日
株式会社スギ薬局三田店	同 市三輪四丁目5番20号 ミスミモール内	株式会社スギ薬局	同 年6月24日
調剤薬局あけぼの	養父市八鹿町国木96番地1	株式会社愛知メディックス	同 年4月1日
朝来訪問看護ステーション	朝来市立野172-10	公立八鹿病院組合	同 年5月22日
足立医院	同 市和田山町和田山133-5	足 立 秀	同 年7月1日
朝来市健康・福祉拠点施設訪問看護ステーションなでしこ	同 市和田山町竹田2063-3	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	同 年5月19日



**兵庫県告示第169号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成21年2月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日

I H I 播磨病院	相生市旭3丁目5番15号	事業所名称	石川島播磨健保組合 播磨病院	I H I 播磨病院	平成20年7月1日
加東市民病院	加東市家原85番地	事業所名称	公立社総合病院	加東市民病院	同

2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	廃止年月日
廣尾医院	尼崎市蓬川町11	廣 尾 哲 三	平成20年6月30日
兵庫県看護協会尼崎第2訪問介護ステーション	同 市稲葉元町2-18-12 ルイシャトービルB1F	社団法人兵庫県看護協会	同
岡野医院	同 市武庫元町2-18-4	岡 野 義一郎	平成20年7月5日
アイビスマキクリニック	明石市小久保2丁目14-10	牧 寛 昌	平成19年6月30日
そが内科クリニック	同 市林崎町1-1-21	曾 我 忠 司	平成20年4月30日
医療法人社団榎林歯科	同 市大蔵谷東山488番の70	医療法人社団榎林歯科	平成19年8月31日
市民薬局大久保店	同 市大久保町谷八木1191-41	株式会社明石調剤薬局	平成20年6月15日
コーシン薬局西明石店	同 市小久保2-1-9	ジャパンメディカル株式会社	同 年5月31日
有限会社みやこ調剤薬局	加古川市尾上町旭3-55	有限会社みやこ調剤薬局	同
山本外科胃腸科医院	同 市平岡町新在家1-260-12	山 本 卓	同
横山眼科	宝塚市中山寺1-15-4 岩正ビル2階	横 山 健二郎	平成20年2月29日
廣瀬歯科医院	同 市小浜3-1-23 石山ビル2F	廣 瀬 裕 二	同 年5月31日
株式会社阪神調剤薬局宝塚南店	同 市南口2丁目5-30 宝塚第3パイオレット1-A	株式会社阪神調剤薬局	同
チトセ薬局逆瀬川店	同 市逆瀬川1-5-24 スーパール逆瀬川102	新 井 清	平成20年4月30日
同 上	同 上	松 山 秀 彦	同 年5月31日
チトセ薬局中山店	宝塚市中山寺1丁目15-4	チトセファーマーシー株式会社	同 年4月30日
アルカドラッグ篠山店調剤薬局	篠山市大沢字太田ノ坪362-1	株式会社ナガタ薬品	同 年6月24日
朝来訪問看護ステーション	朝来市立野168-4	公立八鹿病院組合	同 年5月21日
足立医院	同 市和田山町和田山133-5	足 立 説 三	同 年6月30日
朝来市健康・福祉拠点施設訪問看護ステーションなでしこ	同 市和田山町竹田2021	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	同 年5月18日



兵庫県告示第170号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の内退及び就任の届出があった。

平成21年2月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 東芦田土地改良区

退任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	芦 田 忠 二	丹波市青垣町東芦田1247番地
同	長 井 克 己	同 市青垣町東芦田928番地2

同	足立浩三	同	市青垣町東芦田1159番地
同	細見共行	同	市青垣町東芦田1386番地
同	塩見弥	同	市青垣町東芦田325番地
同	小寺喜文	同	市青垣町東芦田612番地
同	芦田昇	同	市青垣町東芦田481番地
同	門尾喜久雄	同	市青垣町東芦田1375番地
同	大西正晴	同	市青垣町東芦田161番地1
監事	蘆田敏光	同	市青垣町東芦田1081番地
同	芦田正春	同	市青垣町東芦田1269番地1

就任役員

役員の区分	氏名	住 所
理事	芦田忠二	丹波市青垣町東芦田1247番地
同	長井克己	同 市青垣町東芦田928番地2
同	足立浩三	同 市青垣町東芦田1159番地
同	細見共行	同 市青垣町東芦田1386番地
同	塩見弥	同 市青垣町東芦田325番地
同	小寺喜文	同 市青垣町東芦田612番地
同	芦田昇	同 市青垣町東芦田481番地
同	門尾喜久雄	同 市青垣町東芦田1375番地
同	大西正晴	同 市青垣町東芦田161番地1
監事	蘆田敏光	同 市青垣町東芦田1081番地
同	長井一巳	同 市青垣町東芦田1027番地

2 高田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住 所
理事	安平健造	多可郡多可町中区天田276番地1
同	吉田政義	同 郡同 町中区天田98番地2
同	藤井壽	同 郡同 町中区鍛冶屋558番地
同	安平一志	同 郡同 町中区岸上73番地
同	安平裕文	同 郡同 町中区岸上197番地
同	秋田成一郎	同 郡同 町中区高岸319番地2
監事	岸本喜郎	同 郡同 町中区高岸223番地
同	吉田隆	同 郡同 町中区鍛冶屋284番地

就任役員

役員の区分	氏名	住 所
理事	安平健造	多可郡多可町中区天田276番地1
同	吉田政義	同 郡同 町中区天田98番地2
同	藤井三男	同 郡同 町中区鍛冶屋602番地2
同	安平一志	同 郡同 町中区岸上73番地
同	安平安博	同 郡同 町中区岸上137番地
同	秋田清	同 郡同 町中区高岸195番地2
監事	吉田一四	同 郡同 町中区鍛冶屋177番地
同	西田義孝	同 郡同 町中区高岸133番地11



兵庫県告示第171号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

平成21年2月17日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認 可 年 月 日
畑上モデル土地改良区	平成21年2月2日



**兵庫県告示第172号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任及び就任の届出があった。

平成21年2月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**1 宇仁高岡土地改良区**

退任清算人

氏 名	住 所
菅 野 文 雄	加東市高岡1273番地 1
大 西 好 浩	加西市馬渡谷町395番地
神 田 直 臣	同 市大工町164番地の 2
繁 田 武 久	同 市鍛冶屋595番地
福 田 耕 作	同 市油谷町414番地の 1
井 上 正 實	同 市田谷町1076番地
常 峰 八 郎	同 市田谷町1017番地
高 見 州 利	同 市国正町697番地
井 上 雅 仁	同 市国正町889番地
常 峰 一 三	同 市小印南町623番地
常 峰 比登志	同 市小印南町134番地
岡 田 國 男	同 市青野町435番地
繁 田 昭 彦	同 市青野町309番地
高 田 利 男	同 市別府町甲2199番地
別 府 博 行	同 市別府町甲2499番地
稲 坂 陽 吉	加東市高岡441番地 3
菅 野 義 信	同 市高岡648番地 2
菅 野 憲 治	同 市高岡2044番地
藤 井 洵	同 市高岡2143番地
志 方 勉	同 市高岡274番地
吉 川 正 敏	同 市高岡808番地 2

**2 畑上モデル土地改良区**

就任清算人

氏 名	住 所
川 瀬 洋 次	豊岡市畑上881番地
谷 口 成 人	同 市畑上934番地
岸 本 敏 治	同 市畑上954番地
宮 部 保 夫	同 市畑上969番地
山 下 實 治	同 市畑上845番地



**兵庫県告示第173号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の町に係る土地改良事業計画の変更協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年2月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

町の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
猪名川町	基盤整備促進事業 (農地等高度利用促進・担 い手育成型)	笹尾地区	平成21年2月17日から 同 年3月9日まで	川辺郡猪名川町役場



**兵庫県告示第174号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の計画変更に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年2月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	事業名	地区名	同意年月日
豊岡市	元気な地域づくり交付金 (基盤整備促進)	江野地区	平成21年2月2日



**兵庫県告示第175号**

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき、家畜の監視伝染病の発生予防のため、以下の家畜の所有者に対し、次の検査を受けることを命ずる。

平成21年2月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 牛の結核病検査

(1) 実施の目的

牛の結核病の発生を予防するため

(2) 実施の期日及び区域

実施の期日	実施の区域
平成21年2月20日から 同 年3月6日まで	県内全域

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内において飼育する牛で、第27回兵庫県ブラック・アンド・ホワイト・ショウの出品候補牛及び出品補欠牛。ただし、平成20年3月8日から平成21年2月19日までの間に検査を受けている旨の証明書を有するものを除く。

(4) 実施の方法

ツベルクリン皮内反応

2 牛のヨーネ病検査

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

(2) 実施の期日及び区域

実施の期日	実施の区域

平成21年 2月20日から 同 年 3月 6日まで	県内全域
------------------------------	------

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内において飼育する牛で、第27回兵庫県ブラック・アンド・ホワイト・ショウの出品候補牛及び出品補欠牛。ただし、牛のヨーネ病防疫対策実施要領に基づきカテゴリー I に分類される農場で、平成20年 9月 8日から平成21年 2月19日までの間に検査を受けている旨の証明書を有するものは除く。

(4) 実施の方法

エライザ法（必要に応じてリアルタイムPCR法又はヨーニン検査）



**兵庫県告示第176号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、家畜の監視伝染病の発生予防のため、以下の家畜の所有者に対し、牛の炭そ予防注射を受けることを命ずる。

平成21年 2月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 実施の目的

牛の炭その発生を予防するため

2 実施の期日及び区域

実施の期日	実 施 の 区 域
平成21年 2月20日	県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施の区域内において飼育する牛で、第27回兵庫県ブラック・アンド・ホワイト・ショウの出品候補牛及び出品補欠牛。ただし、平成20年 9月 8日から平成21年 2月19日までの間に注射を受けている旨の証明書を有するものを除く。

4 実施の方法

炭そ予防液の皮下注射



**兵庫県告示第177号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年 2月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

養父市餅耕地字ヒナタ17・字サゲノ88（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、100の 1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ヒナタ17・字サゲノ88（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、100の 1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部和田山農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第178号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年2月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
養父市大屋町夏梅字倉見峪180の1（次の図に示す部分に限る。）、字青谷182の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字倉見峪180の1・字青谷182の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部和田山農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第179号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年2月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
養父市大谷字ミヒラ18の1、20、21の1、22から25まで、27、29から31まで、33、字尾和田79、80、80の1、字前田240、241
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字ミヒラ18の1・29・字尾和田79・字前田240（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部和田山農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第180号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定

である旨の通知があった。

平成21年2月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
朝来市和田山町竹田字古城山55、68、字城山ノ下1173、1174
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字古城山55・字城山ノ下1173（以上2筆ついて次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部和田山農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第181号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年2月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
朝来市多々良木字タコタ32の2、34
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字タコタ32の2（次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部和田山農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第182号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年2月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
朝来市山内字北山12、13の1
- 2 指定の目的



土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字北山12・13の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部和田山農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第183号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年2月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

朝来市田路字エノジ234の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字エノジ234の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部和田山農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年2月17日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年2月17日から2週間、丹波県民局県土整備部柏原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年2月17日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

県道 丸山南新町線	篠山市知足字火倉ノ坪3番1から 同 市鷲尾字神尻143番1まで	旧	4.0から 12.0まで	1,008.0	
		新	8.0から 21.0まで	1,008.0	



**兵庫県告示第185号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成21年2月17日から2週間、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年2月17日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 田井中広瀬線	宍粟市山崎町岸田字カシ谷893番24から 同 市山崎町高所字上土井399番まで	旧	4.0から 21.0まで	3,474.0	
		新	4.0から 21.0まで 10.0から 23.0まで	3,474.0 3,390.0	一部 予定地



**兵庫県告示第186号**

平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部を次のように改正し、平成21年2月17日から適用する。

平成21年2月17日

兵庫県知事 井戸敏三

本文中23の次に次のように加える。

24 動物収容設備運転管理業務委託契約

**公 告**

**特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請**

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2週間とする。

平成21年2月17日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 申請のあった年月日 平成21年1月29日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
  - ア 名称 特定非営利活動法人あすなる
  - イ 代表者の氏名 藤田 行 敏



平成21年2月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請のあった年月日 平成21年1月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人いーぶん・びあ・ネットワーク

イ 代表者の氏名 大 辻 利 紀

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市加古川町北在家40番地 加古川市民会館内

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、男女共同参画社会の形成の推進を図るための調査・研究、セミナー開催、カウンセリングや文化創造事業と職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する事業を行い、すべての人の自立と人権が尊重され、男女が性別にとらわれることなく共にその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成21年1月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ブレインヒューマニティー

イ 代表者の氏名 能 島 裕 介

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市甲風園1丁目3番12号

エ 定款に記載された目的

この法人は、青少年及びそれに関わる個人、法人、その他団体等（以下、青少年等という。）に対し、青少年が自己認知し、自分らしく生きるための支援を行い、もって広がりのある社会の創造に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請のあった年月日 平成21年1月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人あ・ぷり

イ 代表者の氏名 吉 谷 し の ぶ

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市安倉南2丁目18番11号ファミリー宮本101号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々、児童、高齢者等はもちろんのこと、その家族および近隣地域の青少年を含めた地域住民に対して、生活支援や自立支援など福祉に関する事業活動とともに、相互互助の精神のもと、自らの社会参加を促す地域コミュニティ作りの推進及び地域の方々との連携を図ることにより、その地域でごく普通の暮らしを営むことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

4 (1) 申請のあった年月日 平成21年1月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人たかとりコミュニティセンター

イ 代表者の氏名 神 田 裕

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市長田区海運町3丁目3番8号

エ 定款に記載された目的

本法人は、兵庫県阪神地区の西部地域を中心に、地域の個性に即した様々な市民による公益活動団体のネットワークを強め、共同事業を展開しながら継続的な活動を支えていくための事業を展開し、日本人や外国人など、様々な立場の人々に寄与することを目的とします。



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成21年2月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 阪急西宮ガーデンズ  
 所在地 西宮市高松町100番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 阪急電鉄株式会社  
 代表者の氏名 角 和 夫  
 住所 大阪府池田市栄町1番1号
- 3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
株式会社阪急百貨店	新 田 信 昭	大阪市北区角田町8番7号
イズミヤ株式会社	林 紀 男	大阪市西成区花園南一丁目4番4号
株式会社ロフト	安 森 健	東京都渋谷区宇田川町18番2号
株式会社インザルーム	若 林 隆	東京都中野区中野四丁目3番2号
株式会社ユニクロ	柳 井 正	山口市佐山717番1号
阪急電鉄株式会社	角 和 夫	大阪府池田市栄町1番1号
外未定		

イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
株式会社阪急阪神百貨店	新 田 信 昭	大阪市北区角田町8番7号
イズミヤ株式会社	林 紀 男	大阪市西成区花園南一丁目4番4号
株式会社ロフト	安 森 健	東京都渋谷区宇田川町18番2号
株式会社丸井	青 井 浩	東京都中野区中野四丁目3番2号
株式会社ユニクロ	柳 井 正	山口市佐山717番1号
株式会社阪急リテールズ	中 川 喜 博	大阪市北区芝田一丁目16番1号
外173者		

- 4 変更年月日  
平成20年11月21日
- 5 届出年月日  
平成21年1月30日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局県土整備部まちづくり課
- (2) 縦覧期間  
平成21年2月17日から4月間

- 7 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限  
平成21年6月18日
- (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成21年2月17日

阪神南県民局長 青 山 善 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アプリ甲東

所在地 西宮市甲東園三丁目29番地ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 千島土地株式会社

代表者の氏名 芝 川 能 一

住所 大阪市西区京町堀一丁目4番4号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名

ア 変更前

名称 千島土地株式会社

代表者の氏名 芝 川 敦

イ 変更後

名称 千島土地株式会社

代表者の氏名 芝 川 能 一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
株式会社大丸ピーコック	西 井 敏 郎	大阪市中央区心斎橋筋一丁目7番1号
株式会社ノヴァ	猿 橋 望	大阪市中央区西心斎橋二丁目3番2号
株式会社リブロ	千本木 正 夫	東京都豊島区東池袋四丁目27番10号
株式会社サンプラス	山 田 隆 穂	東京都豊島区東池袋五丁目44番13号

イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
株式会社ピーコックストア	西 井 敏 郎	大阪市中央区心斎橋筋一丁目7番1号
株式会社ノヴァ	猿 橋 望	大阪市中央区西心斎橋二丁目3番2号
株式会社リブロ	高 橋 敏 明	東京都豊島区西池袋三丁目1番13号
株式会社サンプラス	山 田 隆 穂	東京都豊島区東池袋五丁目44番13号

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名

平成17年6月27日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成20年9月1日ほか

5 届出年月日

平成21年1月29日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

平成21年2月17日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成21年6月18日

(2) 提出先

阪神南県民局県土整備部まちづくり課

〒660-0892 尼崎市東難波町5丁目15番13号





生じた場合は誠意をもって対応すること。

### 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

#### (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課

#### (2) 縦覧期間

平成21年2月17日から1月間



### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成21年2月17日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

### 1 調達内容

#### (1) 調達物品及び数量

兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステムサーバ等機器一式（賃貸借）

#### (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

#### (3) 契約期間

平成21年8月1日（土）から平成26年7月31日（木）（5年間）

#### (4) 設置場所

兵庫県災害対策センターほか5箇所（仕様書に記載の設置場所のとおり）

#### (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 山田

電話 (078) 341-7711 内線 4937

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成21年2月17日（火）から同年3月3日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成21年3月30日（月） 午後1時30分 兵庫県庁西館1階 大入札室

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第



9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成21年3月27日（金）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

(5) 電子入札

本件は、書面による従来の入札及び開札手続と併せて、「物品電子入札・開札システム」の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 申込書の提出は、平成21年2月17日（火）午前9時から同年3月3日（火）午後4時までに物品電子入札・開札システムにより提出すること。

イ 電子入札は、平成21年3月23日（月）午前9時から同月30日（月）午後1時30分までに行うこと。

ウ 開札日時及び場所は(3)に同じ。

4 入札者に求められる義務

(1) この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする物品について、次により事前に協議すること。

ア 受付期間

平成21年2月18日（水）から同年3月12日（木）まで（持参の場合は土曜日及び日曜日を除く。）

毎日午前10時から午後4時まで（持参の場合は正午から午後1時までを除く。）

なお、物品電子入札・開札システムによる場合は、平成21年3月10日（火）から同月12日（木）の午前8時から午後10時まで（ただし、3月12日（木）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所 前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類 内訳書及びカタログ等の仕様がわかるもの

エ 提出方法 原則として持参するか、又は物品電子入札・開札システムにより提出する。

オ 協議結果 平成21年3月23日（月）に入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オにより承認された物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に契約期間60箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成21年3月27日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

全額免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成21年4月7日（火）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札金額は、上記1(1)の物品の1箇月当たりの賃貸借料（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を記載、又は電子入札をすること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違

反し無効となった者以外の者

サ 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

A set of servers and auxiliaries for the Hyogo Prefecture Emergency Management Network System (Lease)

(3) Lease period: August 1, 2009 - July 31, 2014

(4) Lease place:

5-2-15 Nakayamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo Prefectural Disaster Management Center and 5 other places

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 March 3, 2009

(6) Deadline for tender:

13:30 March 30, 2009 by direct delivery, electronic bidding system;  
17:00 March 27, 2009 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mrs. Yamada, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefecture  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo Prefecture 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 4937

収 用 委 員 会 告 示

兵庫県収用委員会告示第 1 号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定による次の収用の裁決手続開始の決定を平成21年 1月27日付けで取り消した。

平成21年 2月17日

兵庫県収用委員会  
会長 安 永 正 昭

1 起業者の名称

神戸市

2 事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業3. 3. 13号山手幹線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在及び地番

神戸市灘区将軍通二丁目 6 番 1、7 番 4

4 裁決手続の開始を決定した年月日

平成20年11月 4 日



**兵庫県収用委員会告示第2号**

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成21年 2月17日

兵庫県収用委員会

会長 安 永 正 昭

- 1 起業者の名称  
神戸市
- 2 事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業3. 3. 13号山手幹線
- 3 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成21年 1月27日

4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

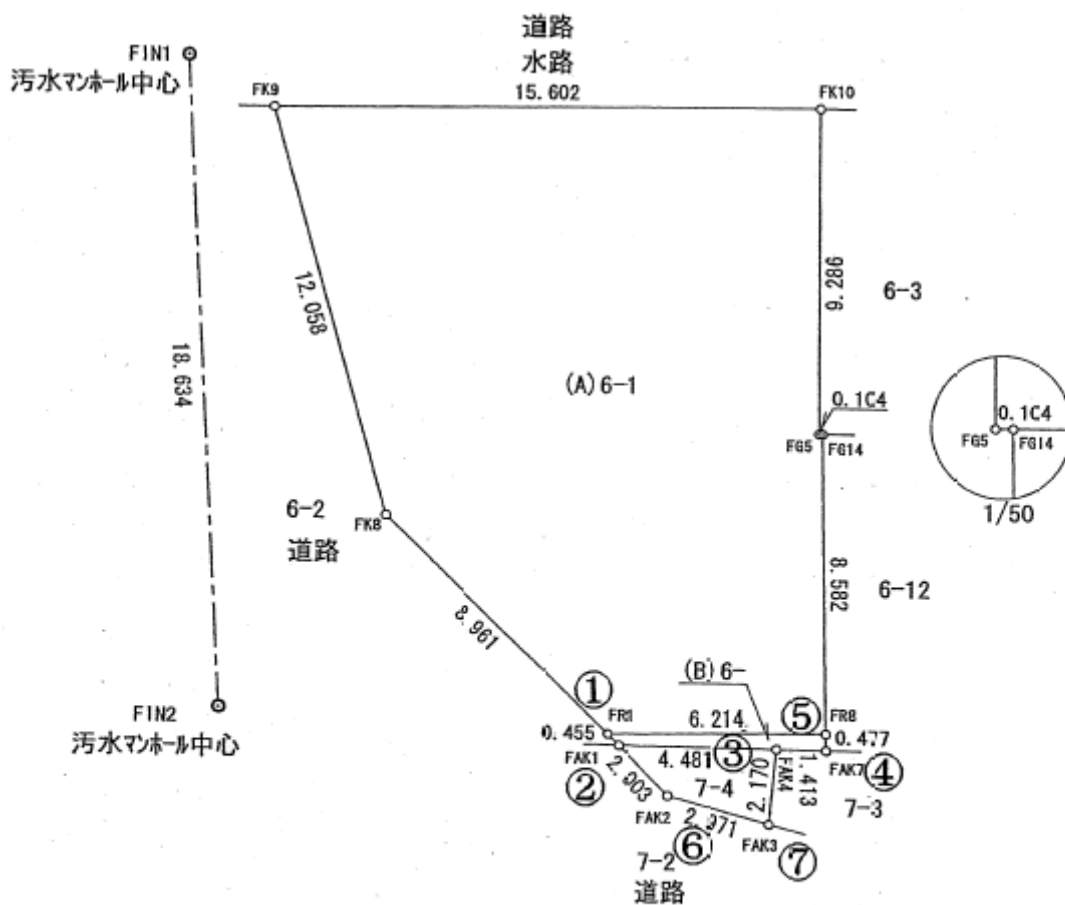
裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者			土地に関して権利を有する関係人			
所在	地番	地目	公簿地積 m <sup>2</sup>	実測地積 m <sup>2</sup>	収用に係る面積 m <sup>2</sup>	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
神戸市 灘区 将軍通 二丁目	6番1	宅地	208.72	224.57	2.40 (注)	鷲尾明俊	神戸市灘区将軍通2丁目1番6号メゾンサントレ501号	尼崎信用金庫 代表者 代表理事 直原基任	兵庫県尼崎市開明町三丁目30番地	抵当権 〔平成11年4月30日受付第14165号及び平成11年4月30日受付第14166号〕 根抵当権 〔平成12年5月29日受付第18385号及び平成19年7月6日受付第14969号〕
	7番4	宅地	6.33	6.33	6.33	鷲尾明俊	神戸市灘区将軍通2丁目1番6号メゾンサントレ501号	株式会社日本政策金融公庫 代表者 代表取締役 安居祥策	東京都千代田区大手町一丁目9番3号	抵当権 〔平成13年9月25日受付第30448号〕
							神戸市 代表者 神戸市長 矢田立郎	神戸市 代表者 神戸市長 矢田立郎	神戸市中央区加納町6丁目5番1号	差押 〔平成20年2月19日受付第3785号〕 参加差押 〔平成20年6月24日受付第16691号〕

(注) 収用に係る土地の区域は、別添図面表示の①、②、③、④、⑤及び①の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分

# 土地所在図 地積測量図

土地の所在 神戸市灘区將軍通2丁目

地番 (A)6-1, (B)6-, 7-4



縮尺 1/250

座 標 求 積 表

地 番		(A)6-1		
点 名	標 識	X 座 標	Y 座 標	辺 長
FK9	金属錕	-142181.409	82170.509	12.058
FK8	金属錕	-142191.131	82177.642	8.961
FR1	金属錕	-142194.662	82185.878	6.214
FR8	金属錕	-142192.353	82191.647	8.582
FG14	金属錕	-142184.384	82188.463	0.104
FG5	金属錕	-142184.422	82188.366	9.286
FK10	コンクリート杭	-142175.749	82185.048	15.602
倍 面 積		444.336173		
面 積		222.1680865		
地 積		222.16 m <sup>2</sup>		

地 番		(B)6-		
点 名	標 識	X 座 標	Y 座 標	辺 長
① FR1	金属錕	-142194.662	82185.878	0.455
② FAK1	金属錕	-142194.841	82186.296	4.481
③ FAK4	—	-142193.286	82190.499	1.413
④ FAK7	金属錕	-142192.796	82191.824	0.477
⑤ FR8	金属錕	-142192.353	82191.647	6.214
倍 面 積		4.807777		
面 積		2.4038885		
地 積		2.40 m <sup>2</sup>		

地 番		7-4		
点 名	標 識	X 座 標	Y 座 標	辺 長
② FAK1	金属錕	-142194.841	82186.296	2.003
⑥ FAK2	金属錕	-142195.672	82188.118	2.971
⑦ FAK3	金属錕	-142195.378	82191.074	2.170
⑧ FAK4	—	-142193.286	82190.499	4.481
倍 面 積		12.678905		
面 積		6.3394525		
地 積		6.33 m <sup>2</sup>		

引 照 点 表

使用基準点座標 (街区多角点)

点名	X座標	Y座標
10A89	-142160.931	82336.568
10A90	-142205.760	82159.373

P1	FIN1	X座標	-142180.916
		Y座標	82167.725
P2	FIN2	X座標	-142197.981
		Y座標	82175.208
境界点	点 間 距 離		
	P 1	P 2	
FK9	2.827	17.225	
FR1	22.770	11.174	

**兵庫県収用委員会告示第3号**

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成21年2月17日

兵庫県収用委員会

会長 安 永 正 昭

1 起業者の種類及び名称

兵庫県

2 事業の種類

東播都市計画都市高速鉄道事業都市高速鉄道山陽電気鉄道本線

東播都市計画道路事業3.4.503号林崎線

東播都市計画道路事業7.6.506号山陽電鉄側道6号線

3 裁決手続の開始を決定した年月日

平成21年2月3日

4 裁決手続の開始を決定した土地の所在等

所在 地番 地目	公簿地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用に係る 面積(㎡)	土 地 所 有 者			土地に関して権利を有する関係人		
				氏 名	住 所	住 所	氏 名	住 所	権 利 の 種 類
明石市 立石 二丁目 822番10 宅地	195.38	195.38	195.38	[あ] 黒川 忠 雄 [い] (持分 2,000分の2) [い] (持分 2,000分の34)	明石市立石2丁目2番1-40号 明石市立石2丁目2番1-40号	1 独立行政法人住宅金融支援機構 代表者 理事長 島田精一 ただし、登記簿上の表示 住宅金融公庫 2 年金融福祉信用保証株式会社 代表者 代表取締役 辻 和郎	東京都区文京区後楽一丁目4番10号 東京都区港区北青山一丁目2番3号 東京都新宿区馬場下町1番地1 ただし、登記簿上の表示 東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号	なし 黒川忠雄 [い] 持分抵当権 〔平成5年3月17日 受付第9818号〕	
2 川 村 春 二	[あ] (持分 2,000分の1)	[い] (持分 4,000分の37)	[あ] (持分 2,000分の1)	神戸市西区伊川谷町有瀬1664番地の1	神戸市西区伊川谷町有瀬1664番地の1			なし	
3 川 村 佳 代 子	[あ] (持分 2,000分の1)	[い] (持分 4,000分の37)	[あ] (持分 2,000分の1)	神戸市西区伊川谷町有瀬1664番地の1	神戸市西区伊川谷町有瀬1664番地の1			なし	
4 神 保 一 弘	[あ] (持分 160,000分の144)	[い] (持分 2,000分の27)	[あ] (持分 160,000分の144)	神戸市西区伊川谷町有瀬1664番地の1 ただし、登記簿上の表示 茨城県水戸市見和三丁目612番地の8	神戸市西区伊川谷町有瀬1664番地の1 茨城県水戸市見和三丁目612番地の8	近畿大阪信用保証株式会社 代表者 代表取締役 山田 聡	大阪府中央区備後町一丁目7番6号 ただし、登記簿上の表示 大阪市西区西本町一丁目4番1号	神保一弘 [い]、神保恭子 [い] 持分抵当権 〔平成18年5月18日 受付第20472号〕	
5 神 保 恭 子	[あ] (持分 160,000分の16)	[い] (持分 2,000分の3)	[あ] (持分 160,000分の16)	神戸市西区伊川谷町有瀬1664番地の1 ただし、登記簿上の表示 茨城県水戸市見和三丁目612番地の8	神戸市西区伊川谷町有瀬1664番地の1 茨城県水戸市見和三丁目612番地の8	近畿大阪信用保証株式会社 代表者 代表取締役 山田 聡	大阪府中央区備後町一丁目7番6号 ただし、登記簿上の表示 大阪市西区西本町一丁目4番1号	神保一弘 [い]、神保恭子 [い] 持分抵当権 〔平成18年5月18日 受付第20472号〕	
6 横 棚 俊 明	[あ] (持分 48,000分の32)	[い] (持分 6,000分の80)	[あ] (持分 48,000分の32)	明石市立石2丁目2番1-706号	明石市立石2丁目2番1-706号	株式会社整理回収機構 代表者 代表取締役 奥野 裕彦 ただし、登記簿上の表示 株式会社住宅金融債権管理機構	東京都中野区本町二丁目4番1号 東京都港区北青山一丁目2番5号 東京都新宿区馬場下町1番地1 ただし、登記簿上の表示 東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号	横棚俊明 [あ]、横棚サツ江 [あ]、 横棚俊明 [い]、横棚サツ江 [い] 持分抵当権 〔平成9年5月6日 受付第25574号〕 横棚俊明 [あ]、横棚サツ江 [あ]、 横棚俊明 [い]、横棚サツ江 [い] 持分抵当権 〔平成9年5月6日 受付第25576号〕	





9	羽 生 良 恵 [あ]	(持分 2,000 分の 15)	明石市立石2丁目2番1-203号	1	独立行政法人住宅金融支援機構 代表者 理事長 島田精一 ただし、登記簿上の表示 住宅金融公庫	東京都文京区後楽一丁目4番10号	羽生光、羽生良恵 [あ] 持分抵当権 〔平成20年9月25日 受付第41115号〕
				2	年金福祉信用保証株式会社 代表者 代表取締役 辻 和郎	東京都新宿区馬場下町1番地1 ただし、登記簿上の表示 東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号	羽生光、羽生良恵 [あ] 持分抵当権 〔平成20年9月25日 受付第41116号〕
				4	住信保証株式会社 代表者 代表取締役 千田 正	東京都中央区八重洲二丁目3番1号	羽生光、羽生良恵 [あ] 持分抵当権 〔平成20年12月6日 受付第52394号〕
10	有限会社たか富 代表者 代表取締役 西村繁雄	(持分 2,000 分の 2)	神戸市垂水区下畑町鷹ヶ尾303番地の48 ただし、登記簿上の表示 神戸市中央区多聞通三丁目3番16-1107号	1	独立行政法人住宅金融支援機構 代表者 理事長 島田精一 ただし、登記簿上の表示 住宅金融公庫	東京都文京区後楽一丁目4番10号	なし
11	羽 生 光	(持分 2,000 分の 15)	明石市立石2丁目2番1-202号	1	独立行政法人住宅金融支援機構 代表者 理事長 島田精一 ただし、登記簿上の表示 住宅金融公庫	東京都文京区後楽一丁目4番10号	羽生光、羽生良恵 [あ] 持分抵当権 〔平成20年9月25日 受付第41115号〕
				2	年金福祉信用保証株式会社 代表者 代表取締役 辻 和郎	東京都新宿区馬場下町1番地1 ただし、登記簿上の表示 東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号	羽生光、羽生良恵 [あ] 持分抵当権 〔平成20年9月25日 受付第41116号〕
				4	住信保証株式会社 代表者 代表取締役 千田 正	東京都中央区八重洲二丁目3番1号	羽生光、羽生良恵 [あ] 持分抵当権 〔平成20年12月6日 受付第52394号〕
12	戸 越 雄 二	(持分 2,000 分の 28)	明石市立石2丁目2番1-204号	12	SBC信用保証株式会社 代表者 代表取締役 内海幸男 ただし、登記簿上の表示 住信保証株式会社	東京都港区六本木六丁目1番21号	戸越雄二持分抵当権 〔平成11年6月14日 受付第33973号〕
13	高 川 恵 敏	(持分 2,000 分の 37)	明石市立石2丁目2番1-205号	13	株式会社みなと銀行 代表者 代表取締役 飯本信裕	東京都千代田区平河町一丁目1番8号 神戸市中央区三宮町二丁目1番1号	高川恵敏持分抵当権 〔平成15年3月17日 受付第3811号〕
14	中 村 和 代	(持分 2,000 分の 30)	明石市立石2丁目2番1-206号				なし
15	坂 上 武 志	(持分 2,000 分の 29)	兵庫県姫路市南心より5丁目17番12号	1	独立行政法人住宅金融支援機構 代表者 理事長 島田 精一 ただし、登記簿上の表示 住宅金融公庫	東京都文京区後楽一丁目4番10号	坂上武志持分抵当権 〔平成20年9月3日 受付第33089号〕
16	島 田 昌 典	(持分 2,000 分の 29)	明石市立石2丁目2番1-208号	12	SBC信用保証株式会社 代表者 代表取締役 内海幸男 ただし、登記簿上の表示 住信保証株式会社	東京都港区北青山一丁目2番3号 東京都港区六本木六丁目1番21号	島田昌典持分抵当権 〔平成11年6月17日 受付第34855号〕

17	沖田修一	(持分 2,000分の1)	18	明石市立石2丁目2番1-301号	13	株式会社みなと銀行 代表者 代表取締役 飯本信裕	神戸市中央区三宮町二丁目1番1号	神戸修一、沖田洋子持分抵当権 〔平成13年3月30日 受付第12961号〕 沖田修一、沖田洋子持分抵当権 〔平成13年3月30日 受付第12961号〕
18	沖田洋子	(持分 2,000分の1)	18	明石市立石2丁目2番1-301号	12	SBC信用保証株式会社 代表者 代表取締役 内海幸男 ただし、登記簿上の表示	東京都港区六本木六丁目1番21号	山路忠之持分抵当権 〔平成11年8月30日 受付第46586号〕
19	山路忠之	(持分 2,000分の30)	30	明石市立石2丁目2番1-303号	10	社団法人日本労働者信用基金協会 代表者 理事 飯内義弘 さくら信用保証株式会社	東京都文京区後楽二丁目4番14号	服部啓子持分抵当権 〔平成14年12月24日 受付第48886号〕
20	服部啓子	(持分 2,000分の27)	27	明石市田町2丁目9番8号 ただし、登記簿上の表示	5	みなと保証株式会社 代表者 代表取締役 廣瀬 稔 ただし、登記簿上の表示	神戸市中央区伊藤町107番地の1	網崎順市郎持分抵当権 〔平成11年5月11日 受付第26097号〕
21	網崎順市郎	(持分 2,000分の28)	28	兵庫県伊丹市行基町2丁目80番地	11	株式会社みなとカード 大和キヤンパイン株式会社 代表者 代表取締役 日野邦雄	神戸市中央区三宮町二丁目1番1号	井上憲一持分抵当権 〔平成11年7月16日 受付第39923号〕
22	井上憲一	(持分 2,000分の39)	39	明石市立石2丁目2番1-305号	7	三菱UFJ住毛ローン保証株式会社 代表者 代表取締役 服部隆敬 ただし、登記簿上の表示	東京都千代田区大塚一丁目1番1号	鷹島寛次持分抵当権 〔平成13年9月26日 受付第40105号〕
23	鷹島寛次	(持分 2,000分の29)	29	明石市立石2丁目2番1-307号	13	三和信用保証株式会社 株式会社みなと銀行 代表者 代表取締役 飯本信裕	神戸市中央区三宮町二丁目1番1号	金井亜也子持分抵当権 〔平成15年4月15日 受付第15013号〕
24	金井亜也子	(持分 2,000分の29)	29	明石市立石2丁目2番1-305号	5	みなと保証株式会社 代表者 代表取締役 廣瀬 稔 ただし、登記簿上の表示	神戸市中央区伊藤町107番地の1	西山敬子持分抵当権 〔平成11年5月21日 受付第29317号〕
25	西山敬子	(持分 2,000分の30)	30	明石市立石2丁目2番1-402号	1	株式会社みなとカード 独立行政法人住宅金融支援機構 代表者 理事長 島田博一 ただし、登記簿上の表示	神戸市中央区三宮町二丁目1番1号	岩崎真二持分抵当権 〔平成3年9月18日 受付第40131号〕
26	岩崎真二	(持分 2,000分の27)	27	明石市立石2丁目2番1-403号	2	年金福祉信用保証株式会社 住毛金融公庫 代表者 代表取締役 辻 和郎	東京都新宿区馬場下町1番地1 ただし、登記簿上の表示	岩崎真二持分抵当権 〔平成3年9月18日 受付第40132号〕
27	香川浩昭	(持分 2,000分の28)	28	明石市立石2丁目2番1-404号	12	SBC信用保証株式会社 代表者 代表取締役 内海幸男 ただし、登記簿上の表示	東京都港区六本木六丁目1番21号	香川浩昭持分抵当権 〔平成11年6月29日 受付第36802号〕
28	石橋旭	(持分 2,000分の37)	37	明石市立石2丁目2番1-405号		住銀保証株式会社	東京都千代田区平河町一丁目1番8号	なし
29	伊藤義雄	(持分 2,000分の32)	32	明石市林1丁目0番16号				なし

30	津田久貴	(持分 2,000分の31)	明石市立石2丁目2番1-407号	三菱UFJ住宅ローン保証株式会社 代表者 代表取締役 服部盛敏 ただし、登記簿上の表示 ニューエフジエイ信用保証株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番1号	津田久貴持分抵当権 〔平成16年12月16日 受付第47758号〕
31	篠原克三	(持分 2,000分の34)	川崎市宮前区菅前平2丁目17番地2 1-17-2 菅前平 304			なし
32	野川一人	(持分 2,000分の30)	明石市立石2丁目2番1-502号	独立行政法人住宅金融支援機構 代表者 理事長 島田精一 ただし、登記簿上の表示 住宅金融公庫	東京都文京区後楽一丁目4番10号	野川一人持分抵当権 〔平成8年4月24日 受付第28478号〕
33	栗須泰太郎	(持分 2,000分の27)	明石市立石2丁目2番1-503号			栗須泰太郎持分抵当権 〔平成8年10月25日 受付第63219号〕
34	太田真司	(持分 2,000分の28)	明石市立石2丁目2番1-504号	独立行政法人住宅金融支援機構 代表者 理事長 島田精一 ただし、登記簿上の表示 住宅金融公庫	東京都文京区後楽一丁目4番10号	太田真司持分抵当権 〔平成8年3月25日 受付第15322号〕
35	有岡辨祐	(持分 4,000分の37)	明石市立石2丁目2番1-505号			なし
36	有岡千恵子	(持分 4,000分の37)	明石市立石2丁目2番1-505号			なし
37	平井克昌	(持分 2,000分の30)	明石市立石2丁目2番1-506号	独立行政法人住宅金融支援機構 代表者 理事長 島田精一 ただし、登記簿上の表示 住宅金融公庫	東京都文京区後楽一丁目4番10号	平井克昌持分抵当権 〔平成8年3月25日 受付第20690号〕
38	梶原史彦	(持分 20,000分の261)	明石市立石2丁目2番1-507号			梶原史彦、梶原千恵持分抵当権 〔平成8年9月25日 受付第57572号〕
39	梶原千恵	(持分 20,000分の28)	明石市立石2丁目2番1-507号	三菱UFJ住宅ローン保証株式会社 代表者 代表取締役 服部盛敏 ただし、登記簿上の表示 三和信用保証株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 東京都千代田区大手町一丁目1番1号	梶原史彦、梶原千恵持分抵当権 〔平成8年9月25日 受付第57573号〕
40	竹中康夫	(持分 2,000分の36)	明石市立石2丁目2番1-600号	独立行政法人住宅金融支援機構 代表者 理事長 島田精一 ただし、登記簿上の表示 住宅金融公庫	東京都文京区後楽一丁目4番10号	梶原史彦、梶原千恵持分抵当権 〔平成8年9月25日 受付第57572号〕
				三菱UFJ住宅ローン保証株式会社 代表者 代表取締役 服部盛敏 ただし、登記簿上の表示 三和信用保証株式会社	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 東京都千代田区大手町一丁目1番1号	梶原史彦、梶原千恵持分抵当権 〔平成8年9月25日 受付第57573号〕
				近畿大阪信用保証株式会社 代表者 代表取締役 山田 聡	大阪府中央区備後町一丁目7番6号 ただし、登記簿上の表示 大阪市西区西本町一丁目4番1号	竹中康夫持分抵当権 〔平成14年2月16日 受付第4852号〕



